

酒田港港湾計画資料

— 一 部 変 更 —

令 和 5 年 1 0 月

酒田港港湾管理者
山 形 県

目 次

1	変更理由	1
2	港湾の能力に関する資料	2
2-1	取扱貨物量	2
2-2	入港船舶	6
3	港湾施設の規模及び配置に関する資料	7
3-1	公共埠頭計画	7
3-2	水域施設計画	10
3-3	外郭施設計画	12
4	港湾の環境の整備及び保全に関する資料	14
4-1	廃棄物処理計画	14
4-2	港湾環境整備施設計画	16
5	土地造成及び土地利用計画に関する資料	19
5-1	土地造成計画	19
5-2	土地造成に係わらない土地利用計画	20
5-3	臨港地区の範囲	22
6	港湾の効率的な運営に関する事項に関する資料	23
6-1	海洋再生エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域	23
7	港湾の環境の保全に関する資料	24
7-1	環境への影響と評価	24
7-2	総合評価	26
8	その他資料	27
8-1	新旧対照図	27

8 - 2	山形県地方港湾審議会名簿.....	28
-------	-------------------	----

1 変更理由

外港地区において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、港湾計画の方針を変更するとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域、公共埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画を新規に計画し、これに伴い港湾環境整備施設計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

2 港湾の能力に関する資料

2-1 取扱貨物量

(1) 外内別・公専別取扱量の推計

海洋再生可能エネルギー発電設備等を取扱うため、目標年次における取扱貨物量の推計値を次のとおり変更する。

表 2-1 外内別・公専別取扱量の推計値

(千トン)

外内別	公専別	既定計画 (2030年代半ば)	今回計画 (2030年代半ば)	増減
外貿	公共	1,100	1,136	+36
	専用	2,051	2,051	
	計	3,151	3,187	+36
	コンテナ除	608	644	+36
	コンテナ	493	493	
内貿	公共	543	603	+60
	専用	561	561	
	計	1,104	1,164	+60
	RORO 貨物	—	—	
合計	公共	1,643	1,739	+96
	専用	2,612	2,612	
	計	4,255	4,351	+96

(2) 外貿公共貨物の品目別取扱量の推計

外貿公共貨物の品目別取扱量の推計値は次表のとおり変更する。

表 2-2 外貿公共貨物の品目別取扱量の推計値

品目		出入	既定計画 (2030年代半ば)	今回計画 (2030年代半ば)	増減	
農水産品	米穀類	輸出	2	2		
		輸入	11	11		
		計	13	13		
	水産品	輸出				
		輸入	0	0		
		計	0	0		
	その他	輸出				
		輸入	2	2		
		計	2	2		
林産品	原木	輸出	22	22		
		輸入	4	4		
		計	27	27		
	その他	輸出	1	1		
		輸入	413	413		
		計	414	414		
鉱産品	石炭	輸出				
		輸入	0	0		
		計	0	0		
	砂・砂利・石	輸出	0	0		
		輸入	1	1		
		計	1	1		
	原油	輸出				
		輸入				
		計				
	その他	輸出	0	0		
		輸入	104	104		
		計	104	104		
金属機械工業品	鉄鋼	輸出				
		輸入	10	10		
		計	10	10		
	その他金属類	輸出	0	0		
		輸入	6	20	+14	
		計	7	21	+14	
	輸送機械	輸出	4	4		
		輸入	5	5		
		計	9	9		
	その他機械	輸出	3	3		
		輸入	16	38	+22	
		計	20	42	+22	
化学工業品	石油類	輸出				
		輸入				
		計				
	セメント	輸出				
		輸入				
		計				
その他	輸出	14	14			
	輸入	24	24			
	計	38	38			
軽工業品	輸出	6	6			
	輸入	91	91			
	計	97	97			
雑工業品	輸出	256	256			
	輸入	23	23			
	計	279	279			
特殊品	輸出	73	73			
	輸入	6	6			
	計	80	79			
分類不能	輸出					
	輸入					
	計					
合計	輸出	382	382			
	輸入	719	755	+36		
	計	1,100	1,136	+36		

注1: 端数処理のため、内訳の和と計が必ずしも一致しない。

注2: 表中空欄は取扱量が全くないもので、「0」は取扱量が500トンに満たないものを示す

(3) 外貿公共一般貨物の品目別取扱量の推計

外貿公共一般貨物の品目別取扱量の推計値は次表のとおり変更する。

表 2-3 外貿公共一般貨物の品目別取扱量の推計値

品目		出入	既定計画 (2030年代半ば)	今回計画 (2030年代半ば)	増減
農水産品	米穀類	輸出			
		輸入			
		計			
	水産品	輸出			
		輸入			
		計			
	その他	輸出			
		輸入			
		計			
林産品	原木	輸出	22	22	
		輸入	1	1	
		計	23	23	
	その他	輸出			
		輸入	413	413	
		計	413	413	
鉱産品	石炭	輸出			
		輸入			
		計			
	砂・砂利・石	輸出			
		輸入			
		計			
	原油	輸出			
		輸入			
		計			
その他	輸出				
	輸入	100	100		
	計	100	100		
金属機械工業品	鉄鋼	輸出			
		輸入	7	7	
		計	7	7	
	その他金属類	輸出			
		輸入	2	16	+14
		計	2	16	+14
	輸送機械	輸出			
		輸入			
		計			
その他機械	輸出				
	輸入	8	30	+22	
	計	8	30	+22	
化学工業品	石油類	輸出			
		輸入			
		計			
	セメント	輸出			
		輸入			
		計			
その他	輸出				
	輸入				
	計				
軽工業品	輸出				
	輸入				
	計				
雑工業品	輸出				
	輸入				
	計				
特殊品	輸出	55	55		
	輸入				
	計	55	55		
分類不能	輸出				
	輸入				
	計				
合計	輸出	77	77		
	輸入	531	567	+36	
	計	608	644	+36	

注1: 端数処理のため、内訳の和と計が必ずしも一致しない。

注2: 表中空欄は取扱量が全くないもので、「0」は取扱量が500トンに満たないものを示す

(4) 内貿公共貨物の品目別取扱量の推計

内貿公共貨物の品目別取扱量の推計値は次表のとおり変更する。

表 2-4 内貿公共貨物の品目別取扱量の推計値

品目		出入	既定計画 (2030年代半ば)	今回計画 (2030年代半ば)	増減
農水産品	米穀類	移出	1	1	
		移入			
		計	1	1	
	水産品	移出	0	0	
		移入	4	4	
		計	4	4	
	その他	移出	0	0	
		移入	0	0	
		計	0	0	
林産品	原木	移出	0	0	
		移入			
		計	0	0	
	その他	移出	0	0	
		移入	5	5	
		計	5	5	
鉱産品	石炭	移出			
		移入	15	15	
		計	15	15	
	砂・砂利・石	移出	190	214	+24
		移入	0	0	
		計	190	214	+24
	原油	移出			
		移入			
		計			
	その他	移出			
		移入	59	59	
		計	59	59	
金属機械工業品	鉄鋼	移出	0	0	
		移入	1	1	
		計	1	1	
	その他金属類	移出	0	14	+14
		移入	0	0	
		計	0	14	+14
	輸送機械	移出	0	0	
		移入	0	0	
		計	0	0	
	その他機械	移出	0	22	+22
		移入	0	0	
		計	0	22	+22
化学工業品	石油類	移出	5	5	
		移入	24	24	
		計	29	29	
	セメント	移出	0	0	
		移入	154	154	
		計	154	154	
	その他	移出	24	24	
		移入	15	15	
		計	40	40	
軽工業品	移出	1	1		
	移入	0	0		
	計	1	1		
雑工業品	移出	0	0		
	移入	0	0		
	計	0	0		
特殊品	移出	42	42		
	移入	0	0		
	計	42	42		
分類不能	移出	0	0		
	移入	0	0		
	計	0	0		
合計	移出	265	325	+60	
	移入	278	278		
	計	543	603	+60	

注1: 端数処理のため、内訳の和と計が必ずしも一致しない。

注2: 表中空欄は取扱量が全くないもので、「0」は取扱量が500トンに満たないものを示す

2-2 入港船舶

風車部材輸送船及び建設時利用の船舶を計上し、目標年次における入港船舶隻数の設定値は次表のとおり変更する。

表 2-5 入港船舶隻数の設定

		合計	30,000GT 以上	10,000～ 30,000GT 未満	6,000～ 10,000GT 未満	3,000～ 6,000GT 未満	1,000～ 3,000GT 未満	500～ 1,000GT 未満	5～ 500GT 未満
既定計画 (2030年代半ば)	外航商船	376	26	251	30	27	42		
	内航商船	472	1		6	130	44	48	243
	クルーズ船	25	19	4	2				
	漁船	1,733							1,733
	避難船	10					3	1	6
	その他船舶	432		1		1	1	1	428
	合計	3,048	46	256	38	158	90	50	2,410
今回計画 (2030年代半ば)	外航商船	382	26	257	30	27	42		
	内航商船	472	1		6	130	44	48	243
	クルーズ船	25	19	4	2				
	漁船	1,733							1,733
	避難船	10					3	1	6
	その他船舶	454		13		1	11	1	428
	合計	3,076	46	274	38	158	100	50	2,410

3 港湾施設の規模及び配置に関する資料

3-1 公共埠頭計画

(1) 計画の必要性

外港地区において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域を新たに計画するものとし、30,000D/W級船舶の輸送に対応可能な施設とする。

(2) 取扱貨物

取扱貨物は次表のとおりである。

表 3-1 取扱貨物

地区	埠頭名	取扱貨物		備考
外港	大浜西埠頭	砂利・砂	24千トン	新規計画
		電気機械	44千トン	
		鋼材	28千トン	
		計	96千トン	

(3) 対象船舶及び水深

対象船舶及び水深は次表のとおりである。

表 3-2 対象船舶及び水深

地 区	施 設	水 深	利用船舶の 種類	対象とする 船舶トン数	備 考
外 港	岸壁	12.0m	一般貨物船	30,000D/W	新規計画

(4) 公共埠頭の配置及び埠頭用地面積

今回計画する公共埠頭の配置及び埠頭用地面積については、次のとおりである。

表 3-3 公共埠頭の配置及び埠頭用地面積

地区	埠頭名	水深	延長	埠頭用地面積	配置及び埠頭用地面積の考え方
外港	大浜西埠頭	12m	230m	41.0ha	海洋再生可能エネルギー発電施設等の取り扱い(保管及び組み立て)に必要な面積を確保する。

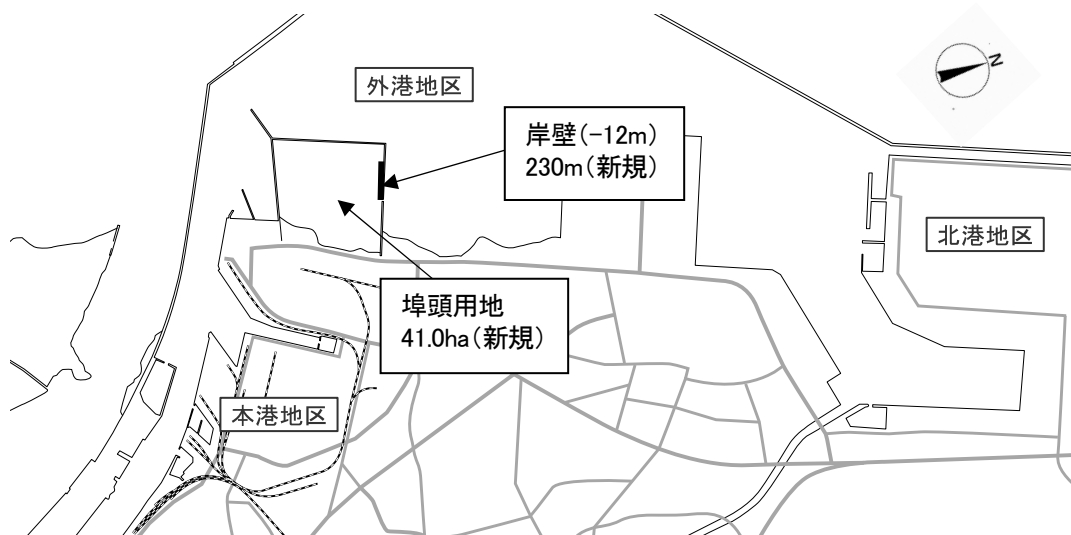


図 3-1 今回計画変更する公共埠頭の位置

3-2 水域施設計画

(1) 計画の必要性

公共埠頭計画の変更に伴い、岸壁前面の水域施設計画を新たに計画する。

(2) 施設の規模及び配置

今回計画する航路、泊地及び航路・泊地の規模及び配置は、次に示すとおりである。

表 3-4 今回計画する水域施設の規模及び配置

地区	施設	水深	面積	状況
外港	泊地	12m	1.4ha	新規計画
	航路・泊地	12m	21.2ha	新規計画

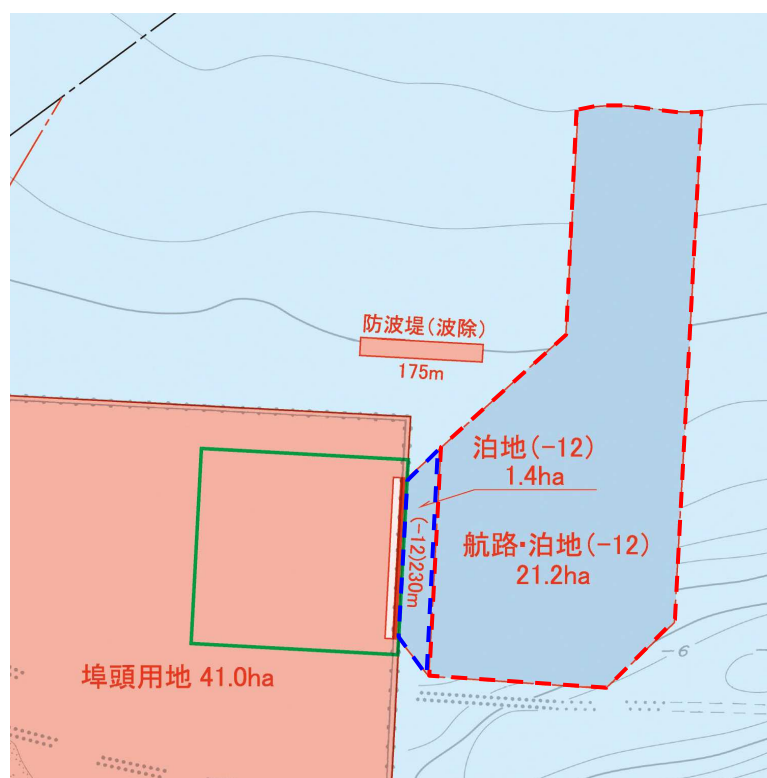
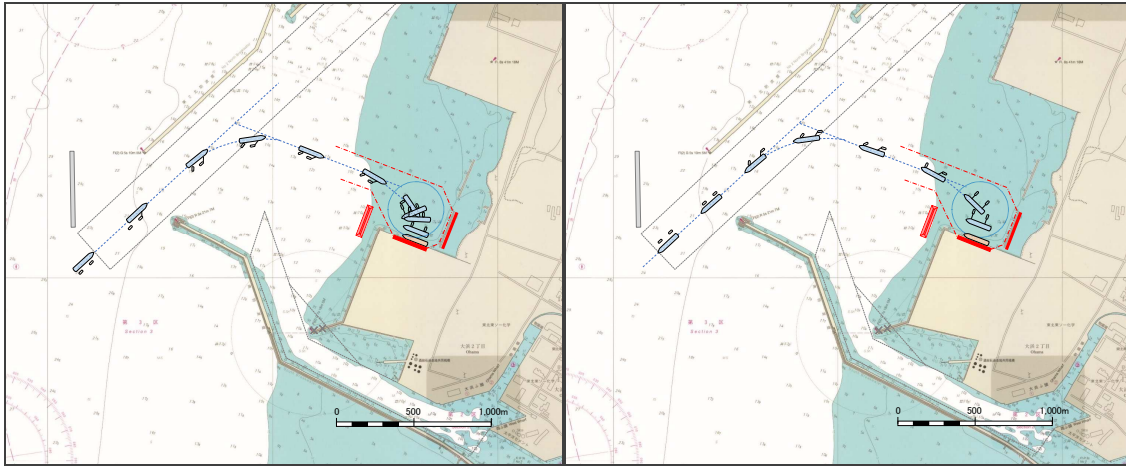


図 3-2 水域施設計画

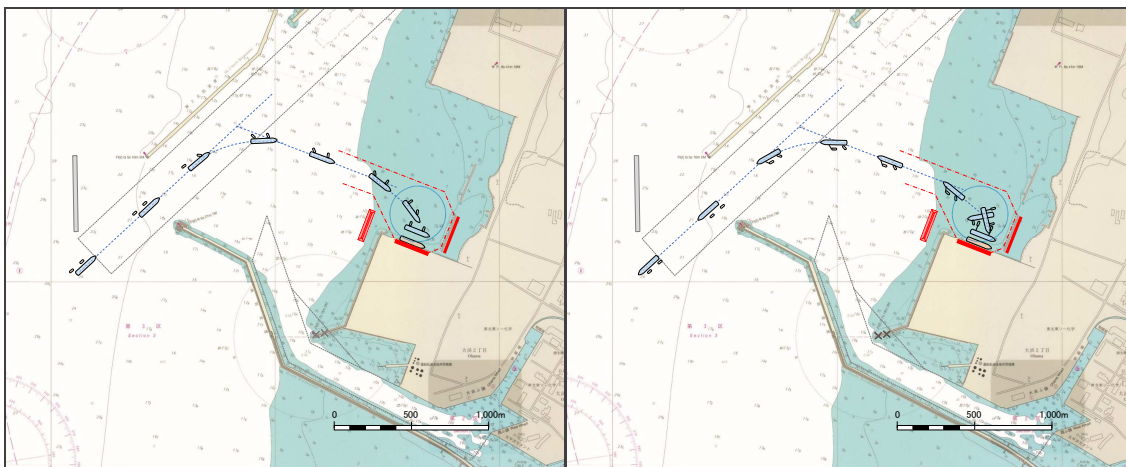
(3) 操船例図

今回新たに計画する水域施設に係る操船例図は次に示すとおりである。



(大浜西埠頭岸壁、出船左舷係留、入港操船)

(大浜西埠頭岸壁、出船左舷係留、出港操船)



(大浜西埠頭岸壁、入船右舷係留、入港操船)

(大浜西埠頭岸壁、入船右舷係留、出港操船)

対象船舶	全長	回頭円 (2L)
30,000D/W	174m	360m

図 3-3 操船例図

3-3 外郭施設計画

(1) 計画の必要性

公共埠頭計画の変更に伴い、港内の静穏度及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設計画を変更するものとする。

(2) 施設の規模及び泊地

今回計画する外郭施設の規模及び配置は、次に示すとおりである。

表 3-5 今回計画する防波堤の規模及び配置

地区	施設	延長		状況
		既定計画	変更	
外港	沖防波堤	600m	600m	既定計画
	第二北防波堤	1,560m	1,560m	既定計画（うち 1,380m 既設）
	防波堤（波除）	—	175m	新規計画

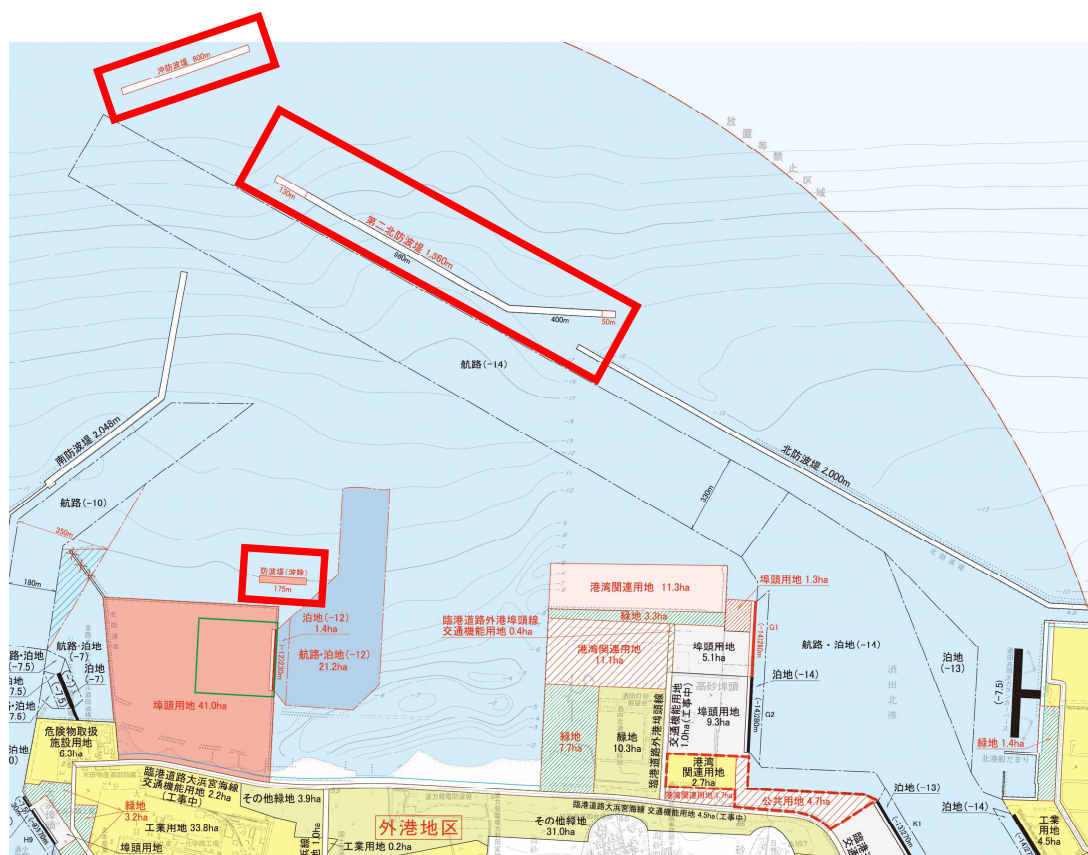


図 3-4 外郭施設計画

(3) 静穏度の検討

今回変更する外郭施設による静穏度は次表に示すとおりである。

表 3-6 対象地点の荷役稼働率の算出

地 区	施 設	荷役稼働率		備考
外 港	大浜西埠頭岸壁	×	63.3%	現況
		×	94.9%	既定計画
		○	99.3%	今回計画

○97.5%以上 ×97.5%未満

4 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

4-1 廃棄物処理計画

(1) 港湾における廃棄物処理の現況

酒田港における廃棄物処理の現況は、次のとおりである。

表 4-1 廃棄物処理の現況

地区	状況	面積	埋立用材
外港	既定計画の変更計画 (工事中)	41.0ha	浚渫土砂

なお、竣功が近づいており、今回、海洋再生可能エネルギー発電施設等の導入促進のため、岸壁および埠頭用地に変更し、埠頭用地のうち8haは海洋再生エネルギー発電施設等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域とする。

(2) 海面処分用地の規模及び配置

今回計画により新たに浚渫土砂106万m³が発生することが見込まれる。既定計画の維持浚渫土砂66.9万m³と古湊航路・泊地浚渫土砂10.6万m³を合わせると発生量は合計183.5万m³となる。今回土地利用計画を変更する外港地区港湾関連用地の埋立土として85万m³使用するとともに、北港地区海面処分・活用用地に7.5万m³、外港地区埠頭用地に7.0万m³を埋立土として使用し、84万m³を流用・売却する計画である。

表 4-2 海面処分用地の規模及び配置 (今回計画)

地区	状況	面積(ha)	埋立用材	「廃棄物処理計画」 における取扱
外港	既定計画の変更計画	11.3ha	浚渫土砂	—
北港	既定計画	1.4ha	浚渫土砂	海面処分・活用用地

表 4-3 海面処分用地の規模及び配置 (既定計画)

地区	状況	面積(ha)	埋立用材	「廃棄物処理計画」 における取扱
外港	既定計画	11.3ha	浚渫土砂	海面処分用地
北港	既定計画	1.4ha	浚渫土砂	海面処分・活用用地

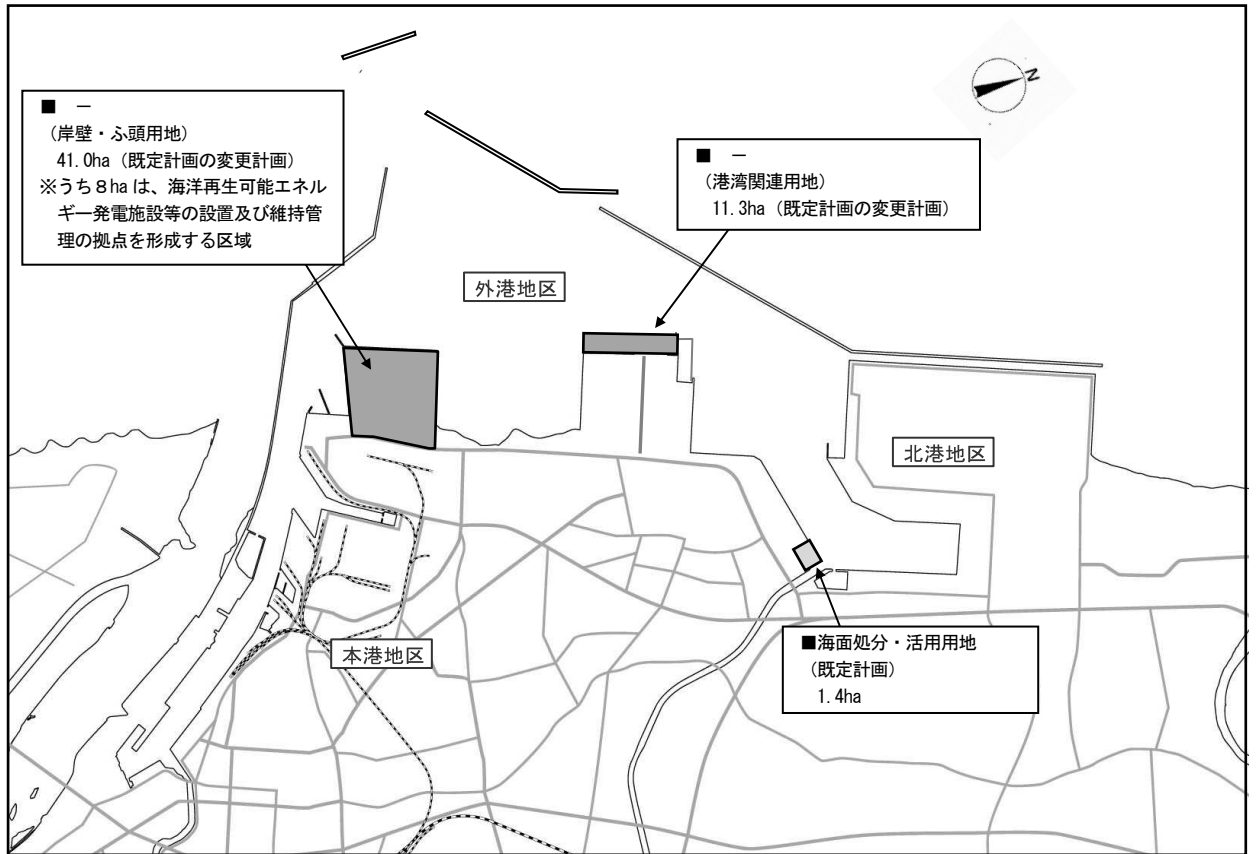


図 4-1 海面処分用地の計画位置図 (今回計画)

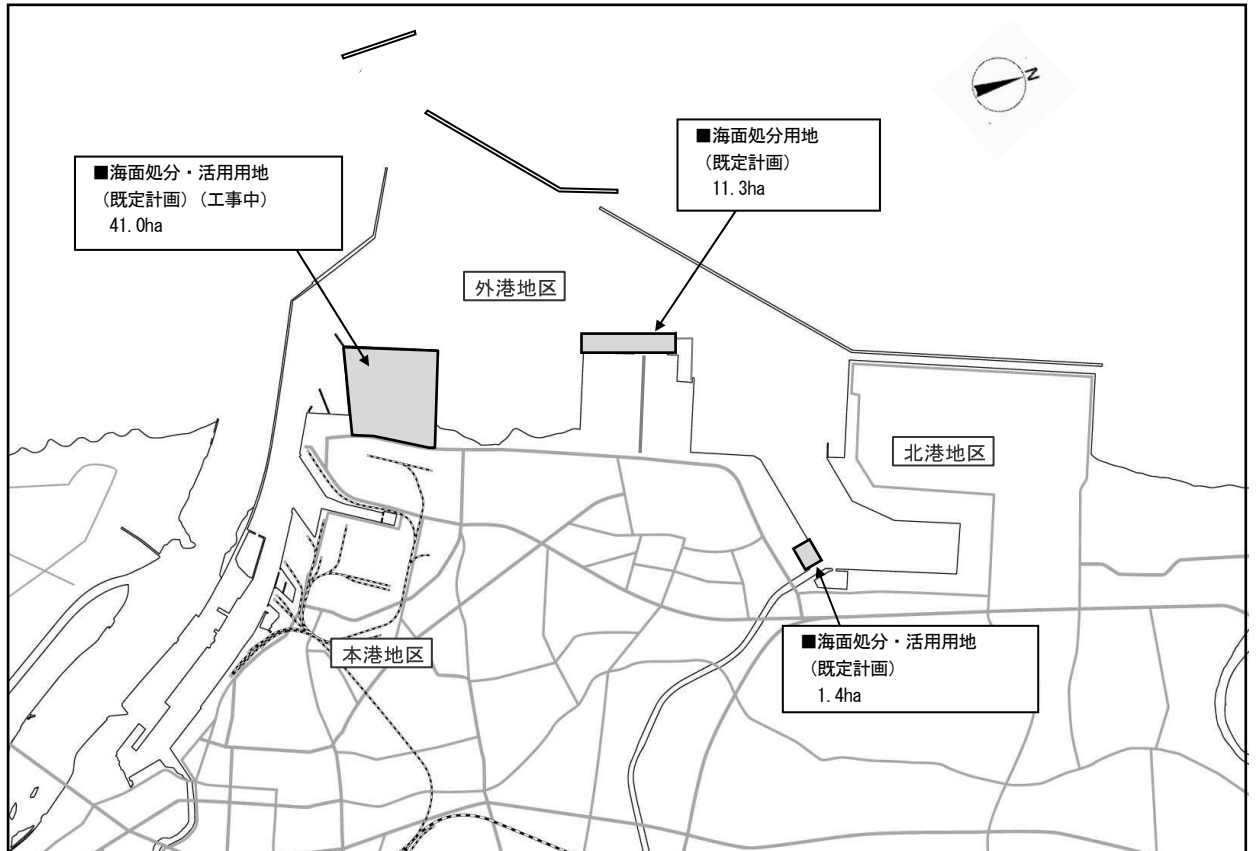


図 4-2 海面処分用地の計画位置図 (既定計画)

4-2 港湾環境整備施設計画

(1) 緑地計画

大浜埋立緑地(仮称)は、海洋再生可能エネルギー発電施設等の導入促進のため、緑地を埠頭用地に変更する。

その他の緑地は既定計画どおりとする。

表 4-4 緑地の規模及び配置 (今回計画)

地区名	名称	緑地規模	主要な用途	規模の考え方	配置の考え方
本 港	袖岡埠頭緑地(1)	2.8ha (既定計画)	レクリエーション 緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	袖岡埠頭緑地(2)	0.9ha (既定計画)	休息緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	大浜埠頭緑地	3.2ha (既定計画)	休憩緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
外 港	外港緑地(1)	7.7ha (既定計画)	休憩緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	外港緑地(2)	3.3ha (既定計画)	休息・緩衝 緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
北 港	宮海埠頭緑地	1.7ha (既定計画)	休息緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	北港緑地	1.4ha (既定計画)	休息・緩衝 緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。

表 4-5 緑地の規模及び配置 (既定計画)

地区名	名称	緑地規模	主要な用途	規模の考え方	配置の考え方
本 港	袖岡埠頭緑地(1)	2.8ha (既定計画)	レクリエーション 緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	袖岡埠頭緑地(2)	0.9ha (既定計画)	休息緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	大浜埠頭緑地	3.2ha (既定計画)	休憩緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
外 港	大浜埋立緑地 (仮称)	3.9ha (既定計画)	緩衝緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	外港緑地(1)	7.7ha (既定計画)	休憩緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	外港緑地(2)	3.3ha (既定計画)	休息・緩衝 緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
北 港	宮海埠頭緑地	1.7ha (既定計画)	休息緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。
	北港緑地	1.4ha (既定計画)	休息・緩衝 緑地	既定計画どおり とする。	既定計画どおり とする。

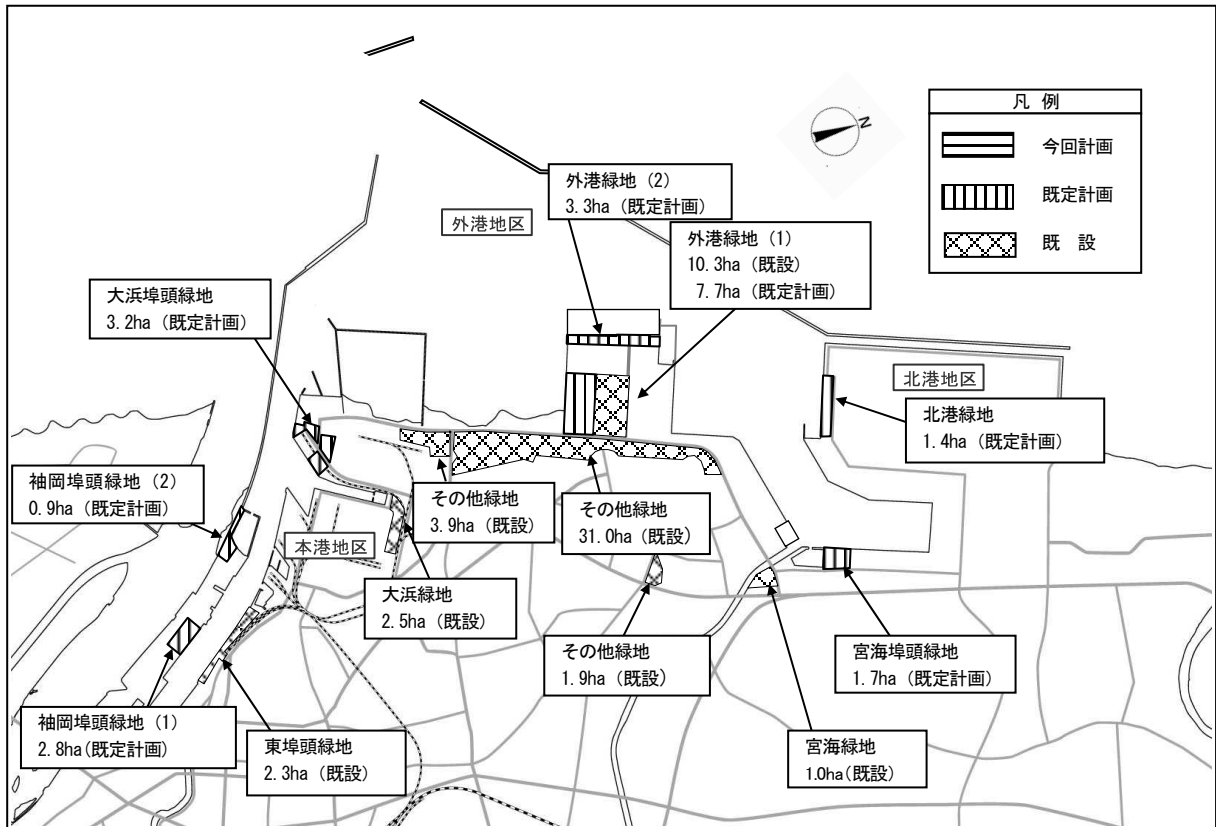


図 4-3 緑地計画位置図 (今回計画)

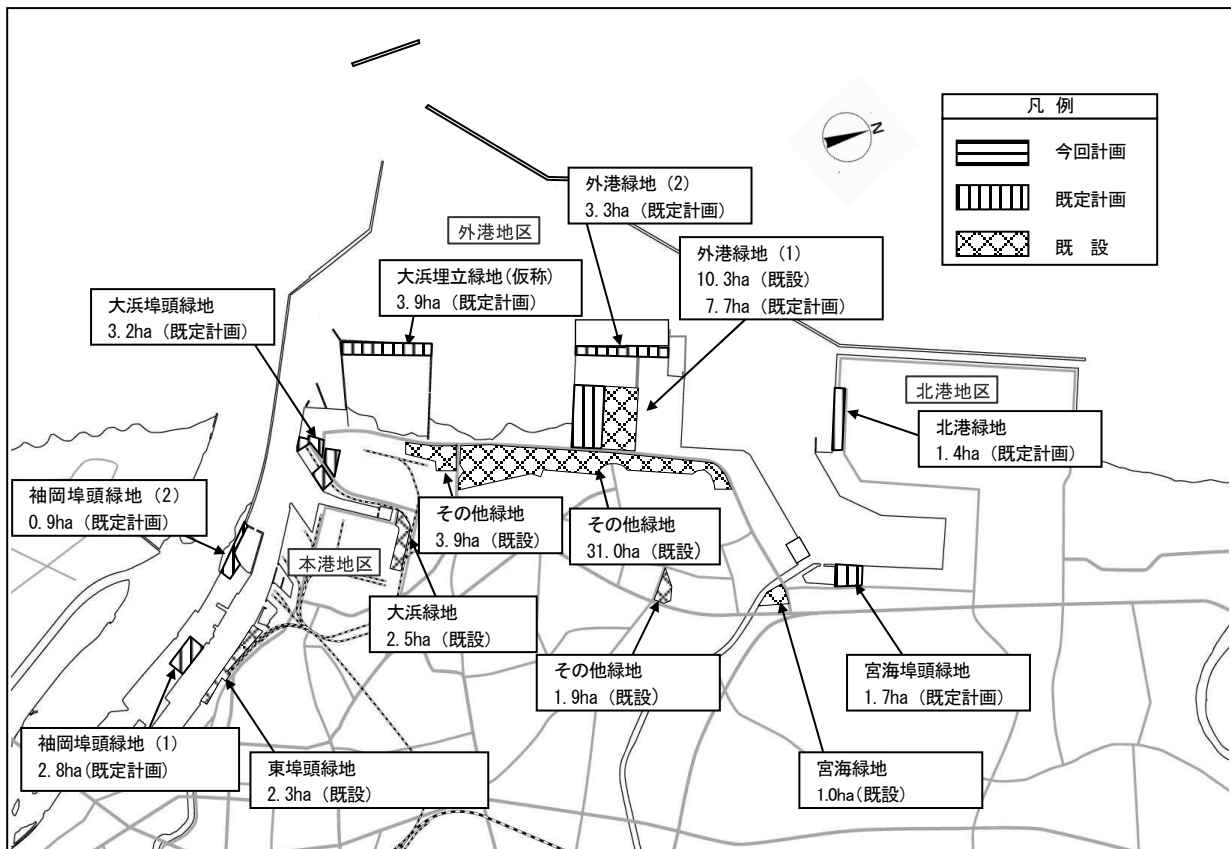


図 4-4 緑地計画位置図 (既定計画)

5 土地造成及び土地利用計画に関する資料

5-1 土地造成計画

土地の造成における区分別面積と変更理由は、次のとおりである。

外港地区

浚渫土砂を活用し浚渫土砂を受入れ土地造成し、更に浚渫土砂を売却・流用するための作業基地として利用するため、土地利用の区分を港湾関連用地に今回変更する。

表 5-1 土地の造成に係る土地利用の区分別面積及び配置の考え方

地区名	土地利用の区分	造成面積	主な内容	面積及び配置の考え方
外港	港湾関連用地	11.3ha	作業基地用地	緑地に隣接して配置

表 5-2 土地造成計画（今回計画）

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	計
外港 地区		(11.3) 11.3								(11.3) 11.3

注1) ()は、港湾の開発及び、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

表 5-3 土地造成計画（既定計画）

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	計
外港 地区									(11.3) 11.3	(11.3) 11.3

注1) ()は、港湾の開発及び、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

5-2 土地造成に係わらない土地利用計画

(1) 土地利用計画の変更

土地の造成に係わらない土地利用の区分別面積と変更理由は、次のとおりである。

表 5-4 土地造成に係わらない土地利用計画

(単位:ha)

地区	変更前		変更後		変更理由
外 港	埠頭用地	15.7	埠頭用地	56.7	海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域とするため、浚渫土砂の売却・流用するための作業基地として利用するよう土地利用を変更する。
	港湾関連用地	15.5	港湾関連用地	26.8	
	交流厚生用地		交流厚生用地		
	工業用地	48.3	工業用地	11.2	
	危険物取扱用地		危険物取扱用地		
	交通機能用地	8.1	交通機能用地	8.1	
	緑地	56.2	緑地	52.3	
	公共用地	4.7	公共用地	4.7	
	海面処分用地	11.3	海面処分用地		
	計	159.8	計	159.8	

(2) 土地利用計画

土地利用計画の変更後と変更前は、次に示すとおりである。

表 5-5 変更後の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	計
外港区	(56.7)	(25.9)		(11.2)		(8.1)	(22.2)	(4.7)		(128.8)
	56.7	26.8		11.2		8.1	52.3	4.7		159.8

注1) ()は、港湾の開発及び、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

表 5-6 変更前の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	危険物 取扱施設 用地	交通機能 用地	緑地	公共用地	海面処分 用地	計
外港区	(15.7)	(14.6)		(48.3)		(8.1)	(26.1)	(4.7)	(11.3)	(128.8)
	15.7	15.5		48.3		8.1	56.2	4.7	11.3	159.8

注1) ()は、港湾の開発及び、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

5-3 臨港地区の範囲

(1) 分区の指定 (案)

酒田港臨港地区における分区の指定 (案) は、次のとおりである。

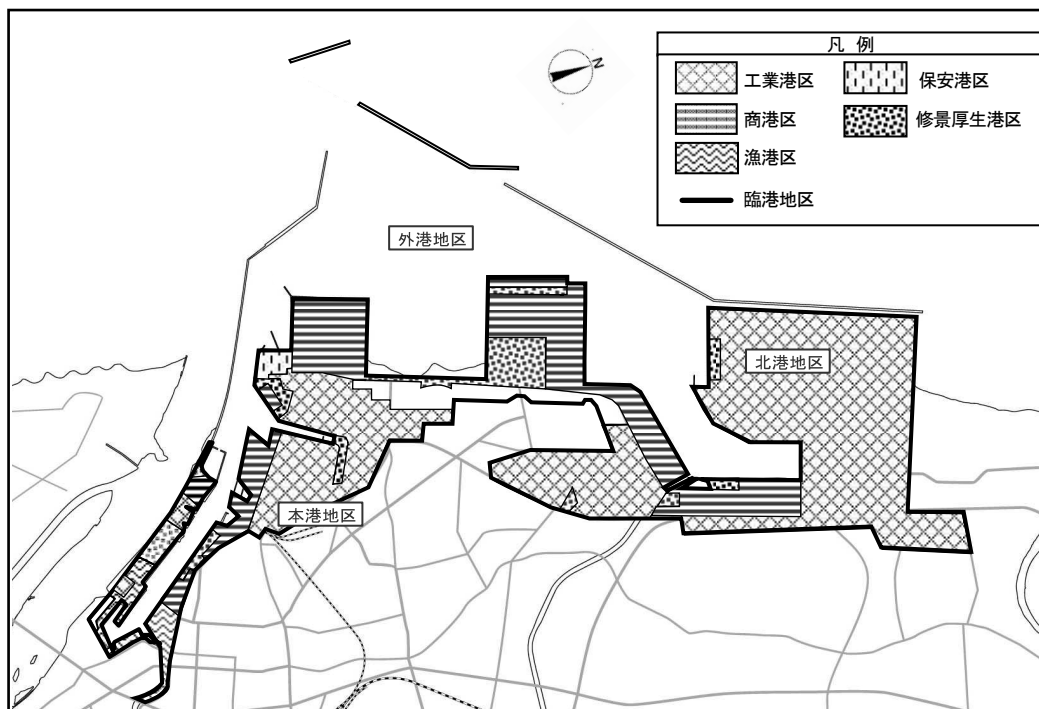


図5-1 分区指定 (今回計画)

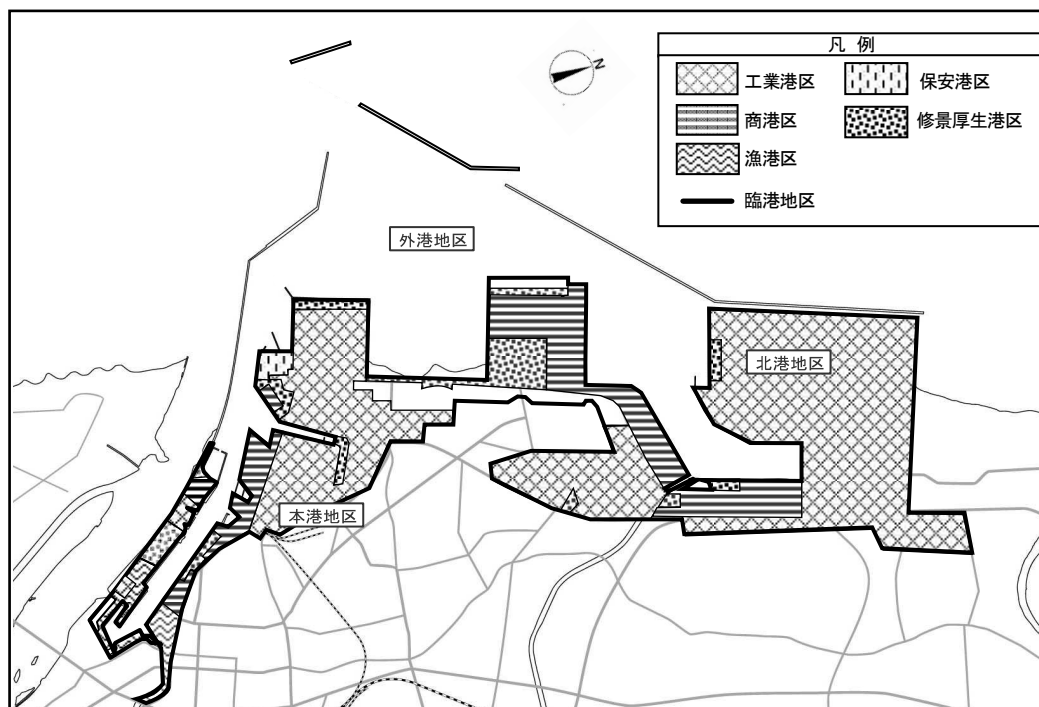


図5-2 分区指定 (既定計画)

6 港湾の効率的な運営に関する事項に関する資料

6-1 海洋再生エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、以下の施設において、海洋再生可能エネルギー発電施設等の設置及び維持管理の拠点を形成するように措置することを計画する。なお、当該拠点の形成に当たっては、災害時等における公共的な利用を確保する。

外港地区

岸壁1バース	水深12m	延長230m	[新規計画]
埠頭用地	8ha		[新規計画]



図 6-1 計画位置図

7 港湾の環境の保全に関する資料

今回計画が周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果は以下のとおりとする。

7-1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

二酸化窒素を対象とし、新規岸壁を利用する船舶を発生源とした排出量を算出、年間発生量について他の発生源からの排出量の比較による長期評価に基づく影響評価を行うとともに、短期評価として大気拡散シミュレーションを実施、バックグラウンド濃度に付加することにより大気質への影響を予測した。

二酸化窒素の予測結果は、長期評価で 0.0094ppm 短期評価で 0.021ppm であり、いずれも環境基準を下回ると考えられる。また今回一部変更と前回改訂時の二酸化窒素濃度の年平均値の濃度変化量は 0.0001ppm 以下と考えられる。

以上のことから今回一部変更による大気質への影響は軽微なものであると考えられる。

(2) 騒音への影響の予測と評価

今回の一部変更に伴う陸上貨物輸送は発生しないことから、道路交通量への影響は軽微であり、騒音に与える影響も軽微であると考えられる。

(3) 振動への影響の予測と評価

今回変更に伴う陸上貨物輸送は発生しないことから、道路交通量への影響は軽微であり、振動に与える影響も軽微であると考えられる。

(4) 悪臭への影響の予測と評価

今回変更が悪臭を発生する施設は計画されていないことから、悪臭に関する環境への影響は軽微であると考えられる。

(5) 潮流への影響の予測と評価

今回変更では、防波堤（波除）の建設は消波ブロックで築造される計画でそ

の空隙率は 50%程度確保されており、海水の流れを大きく阻害するものではなく、既設埋立地から離して設置されることから埋立地に沿った潮流を阻害するものではないことから、潮流への影響は軽微であると考えられる。

(6) 水質への影響の予測と評価

大浜地区のふ頭用地及び高砂地区の港湾関連用地に汚濁付加を伴う施設は計画されていない。よって海域への汚濁付加の増加はなく、潮流への影響も軽微と考えられることと併せて、水質への影響も軽微であると考えられる。

(7) 底質への影響の予測と評価

今回変更による潮流および水質に及ぼす影響は軽微であると考えられる。また、環境現況調査結果より有害物質等の溶出量は全ての項目で水底土砂に係る判定基準以下であった。

以上のことから、今回計画による潮流および水質の変化が、底質の攪乱および巻き上げ、堆積等による底質に与える影響は軽微であると考えられる。

(8) 地形及び地質への影響の予測と評価

今回変更では、防波堤（波除）の建設が伴うものの、重要な地形及び地質並びに自然海浜の直接改変はないこと、潮流への影響も軽微であると考えられることから、今回変更が地形および地質に与える影響は軽微であると考えられる。

(9) 生物への影響の予測と評価

1) 動物

今回変更の対象地周辺には、貴重な動物の生息はみられない。

また、今回計画による大気質や潮流への影響は軽微であると予測されることなどから、今回変更が動物に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 植物

今回変更による大気質や潮流等の変化は小さいと考えられることから、今回変更が植物に与える影響は軽微であると考えられる。

(10) 景観への影響の予測と評価

今回変更では、自然景観資源や都市景観への直接の改変するものではないことから、今回計画が景観に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

(11) 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測と評価

今回変更に伴う自然海浜・海水浴場等の消滅および減少は無いこと、また、今回変更による大気質、潮流、騒音、振動および水質への影響は軽微であると考えられることから、自然海浜・海水浴場等への影響はほとんどないものと考えられる。

したがって、今回変更が人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響は軽微であると考えられる。

(12) その他の影響の予測と評価

1) 漁業への影響の予測と評価

今回変更により漁業に影響を与えると考えられる潮流、水質、海生動物および海生植物に与える影響は軽微であると考えられることから、今回変更が漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 文化財への影響の予測と評価

今回変更による大気質、騒音および振動への影響は軽微であると考えられることから、文化財へ及ぼす影響は軽微であると考えられる。

7-2 総合評価

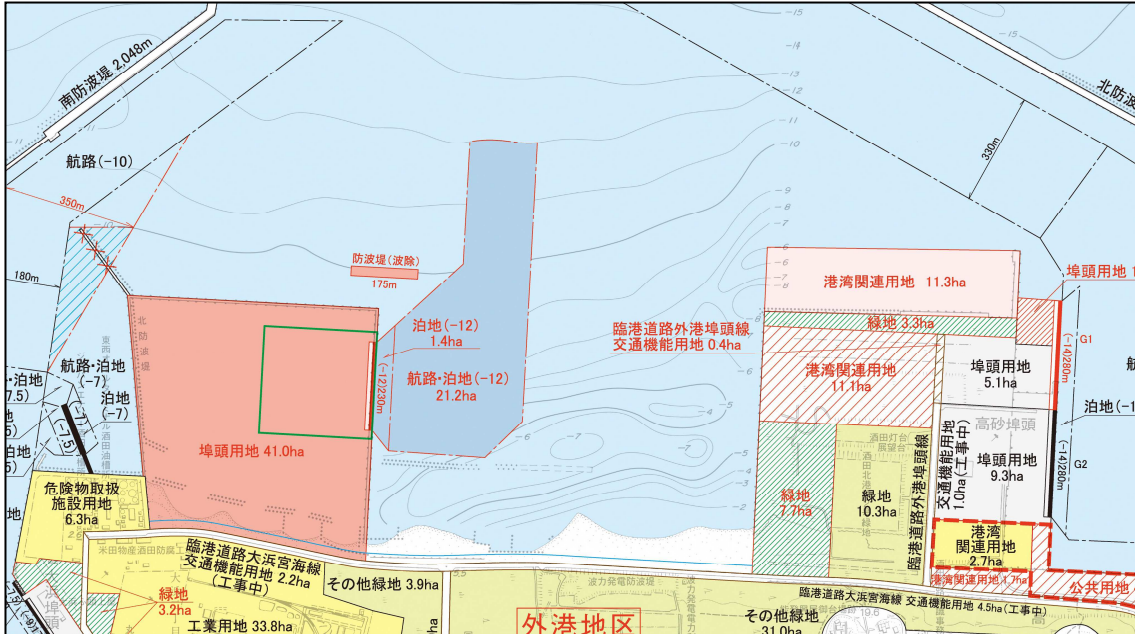
今回変更が周辺的环境に与える影響について検討した結果、その影響は軽微なものと考えられる。

なお、今回変更の実施にあたっては、工法、工期等について十分に検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を小さくするよう配慮し、慎重に実施するものとする。

8 その他資料

8-1 新旧対照図

(今回計画)



(既定計画)

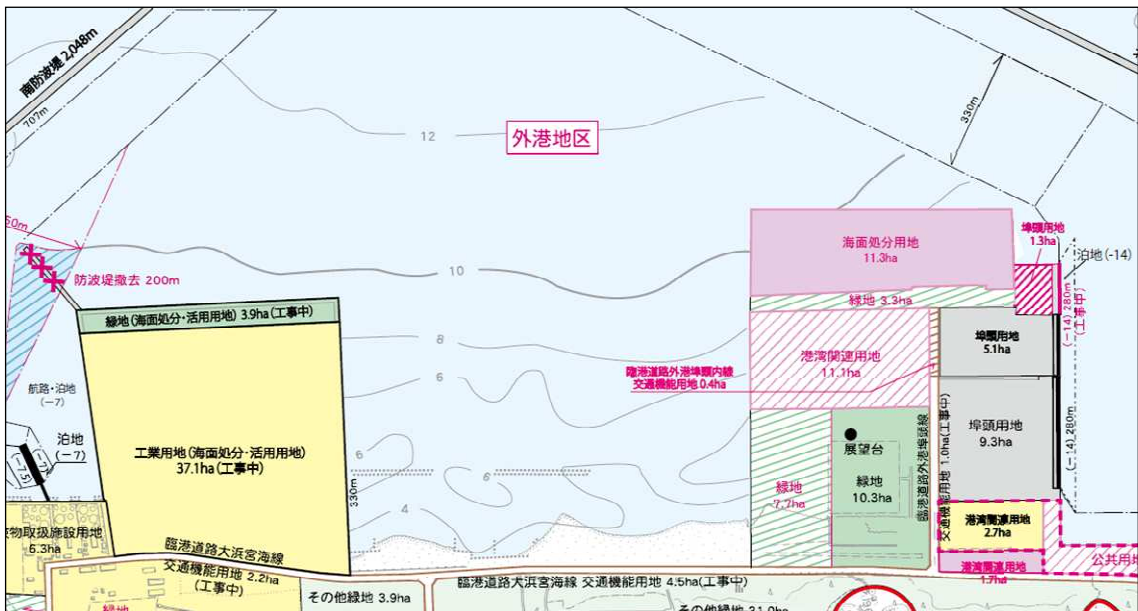


図 8-1 新旧対照図

8-2 山形県地方港湾審議会名簿

令和5年9月8日現在

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (1号委員)	菊池 輝	東北工業大学工学部 教授
	渡辺 伸子	東北公益文科大学 講師
	加藤 聡	酒田商工会議所 会頭
	岩間 奏子	北星印刷株式会社 代表取締役社長
	加藤 明子	有限会社チアーズ 代表取締役
	相馬 佳苗	オフィスK&M 代表
	工藤 亜紀子	ASMトランスポート株式会社 代表取締役
港湾事業者 (2号委員)	平岡 清康	酒田海陸運送株式会社 代表取締役社長
	本間 昭志	山形県漁業協同組合 代表理事組合長
	高橋 政則	酒田水先区水先人会 会長
	阿部 靖	日本通運株式会社 山形支店酒田海運営業所長
	川手 純一	酒田曳船株式会社 代表取締役社長
関係市町村長 (3号委員)	矢口 明子	酒田市長
	皆川 治	鶴岡市長
国の地方行政 機関の職員 (4号委員)	石谷 俊史	国土交通省東北運輸局長
	山本 巧	国土交通省東北地方整備局長
	宮澤 俊輔	林野庁東北森林管理局長
	伊藤 智人	酒田海上保安部長
	源 新英明	東京税関長

